Keio Associated Repository of Academic resouces

| Title | 十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について |
|------------------|--|
| Sub Title | On the trade of the Spanish ships between Japan and the Philippines in the early seventeenth century |
| Author | 高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro) |
| Publisher | 三田史学会 |
| Publication year | 1972 |
| Jtitle | 史学 (The historical science). Vol.45, No.1 (1972. 9) ,p.1- 27 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | In the beginning of the seventeenth century, the trade between Japan and the Philippines by the Spanish ships had been flourishing. Manila became the center of the commerce in the Far East, and the entrepot of the Chinese silk, which the Japanese coveted. Selling it to the Japanese, the Spanish bought flour, salted fish and meat, arms and so on from Japan. The King of Spain gave support to the development of this trade. leyasu favoured the Spanish, in order not only to import silk but also to gain the technique of silver-mine exploitation and its refining from them. And the missionary works of the Spanish friars gave a good influence to the development of the trade. Though the exact amount of the trade cannot be clarified, it was as much as to make the Portuguese and the Jesuits feel fear. The pancada-the lump purchase system-had been the Portuguese and the Spanish own way of trade. But the Spanish did not want to practise this pancada system in Japan, on the contrary to the Portuguese. Because their commercial situation did not allow them to do it. Therefore, in order to give damage to the Spanish, the Portuguese demanded the Edo Bakufu to give them order to follow this system, which they naturally resisted. The Bakufu tried to resolve this problem from a point of view of its interest, and accepted the demand of Portugal. But few years later, the Japanese Government could not help permitting the Spanish to do a fre trade, in the circumstances of the foreign rade sorrounding Japan at the time. |
| Notes | 論文 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19720900-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

十七世紀初頭におけるわが国のスペイン

貿易について

高瀬弘一郎

ていない。即ち、日本とスペインの間の交通は主として宗教の面で行われ、貿易取引の上では取るに足りないものであっ(1) た、というような考え方が一般に行われてきている。確かにわが国との交易が行われた期間の点では、ポルトガルやオラ の対日貿易は相当な規模に上っており、それは、当時わが国の市場をめぐって競い合っていた各国の競争の上に、また江 をえないかも知れない。しかしながら、仮令期間は短かかったかも知れないが、十七世紀の初頭においては、スペイン船 ンダなどとは比較にならない程短期間で終ってしまっており、この意味からスペイン人の対日貿易が軽視されるのもやむ 戸幕府の対外政策が決定されてゆく過程において、そして殊にポルトガル人が行っていたパンカダ取引との関 連 十七世紀初頭におけるわが国とスペインの間の交渉の内、貿易に関しては従来ほとんど研究の対象としてとり上げられ かなり重要な意味を持っていると言わなければならない。 等の

僅かながら関係の教会史料などをご紹介して、この時期のスペイン貿易について取り上げてみたい。

十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について

_

トガ げなければならない。 である。 から考えて、 かにするためには、この意味で競争相手であったイエズス会士の記録に依存しなければならないところが大きいのが実情 マニラの対日貿易に関連して最も重視しなければならない問題であろう。そして事実、当時のスペイン貿易について明ら この当時のスペイン人の対日貿易には、 系イエズス会士との間の抗争があった。 日本布教をめぐるイエズス会とスペイン系托鉢修道会との間の反目がからんだこの両国の利害の対立こそ、 しかし、 カトリック布教と貿易が相提携して進められていた当時のイベリヤ両国の海外活動の性格 いろいろな問題がからんでいた。その一つに、マカオのポルトガル商人やポ 勿論競争相手としては、もうその項には中国船やわが国の朱印船も当然挙

ガル人が打撃をうけることになるのを憂慮した点であった。例えば、一六○八年十月十五日付で長崎からイエズス会士で ある司教セルケイラがイエズス会総会長補佐ジョアン・アルヴァレスに宛てた書翰に次のような一節がある。 ィリピンから日本にスペインの貿易船が来航するようになり、そのためにマカオを基地に日本と貿易を行っていたポル イェズス会あるいはポルトガル側が托鉢修道士の日本布教に強く反対した主な理由の一つは、 宣教師の渡来に伴ってフ

おり、 国、及び国王陛下がそこで有する税関にとって大きな害が及んでいる。彼等は恰もわがもの顔に日毎に日本貿易を奪って てそこを通してインド領国が を促進することにならないし、 。 「托鉢修道士達が日本に渡来することによって、多くの所で聖職者に不足し、国王陛下への奉仕という面でも何ら平和 これは非常に増大しつつあるので、もしも国王陛下が有効な方策でもってそれを阻止しないと、 またこの日本の教会の平穏に益さない。そしてそれに劣らず、ポルトガル王室やインド領 日本との間に行っている貿易は全く終息してしまうか、又は減少していって、全面的に マカオが

日本貿易に依存しているかのマカオ市を維持することが出来なくなってしまうであろう。」

に 教を行うことが許された。托鉢修道士の日本渡来は、 阻止するために懸命のキャンペーンを行っている。 これ以外にも同司教は、 えて記述したイエズス会士の数多くの記録から推測することが出来る。 量もポルトガル人にとって脅威となるほど増大していた情勢であった、ということも注目しなければならない。十七世紀 に入って、 の小勅書によって、 の小勅書 いてはここでは深入りしないが、 日本布教をイエズス会のみに認めるか、 この小勅書が発布された当時は、 Sedis Apostolicae providentia が発布され、 マニラからわが国に渡来するスペイン船による貿易がいかに大規模なものとなったかは、そのような事態を憂 彼等の日本での布教活動が公認されたという意義は大きい。 このような 布教活動の上の ポ ルトガルの国家的利害と緊密に結びついた自分の立場を露わにして、スペイン人の日本貿易を イエズス会側の激しい抵抗の甲斐もなく、一六○八年六月十一日付で教皇パウル フィリピンからスペインの貿易船がわが国に渡来することが漸く頻繁になり、 スペイン系の托鉢修道士にも許すのかといった、教皇の勅書をめぐる問題 勿論この小勅書とは関係なしに進められてきていたが、それでもこ いかなる経路をとろうとスペイン系修道士が日本に渡来して布 前引の司教セルケイラの書翰もその例であるが 問題ととも ス五 貿易

即ち、 一六〇六年三月十日付で長崎からスペイン政庁にプロクラドールとして詰める同僚のアントニオ・コラソに宛て

書送った書翰の中で次のように述べている。

米 力 オ市の維持のため、 このフィリピンと日本の間の貿易は大規模に開かれつつあり、もしも国王陛下がそれに対して対策を講じなければ、 ということを、 ガル人が中国経由で日本と行っている貿易はまたたくまに完全に終息してしまうか、又は大巾に減少するに相違な 尊師にいくら強調してもしすぎることはない。このポルトガル人の日本貿易は、 及び東インド領国全体の利益、 陛下が同領国において有する関税収入の維持のために非常に重要 日本キリスト教界と

なので、 また一六○七年三月一日付長崎発、ジョアン・アルヴァレス宛て書翰では、次のように記述している。 私は自分の義務として常にこの件についてマカオ市・インド副王、及び国王陛下に警告しなければならない。」

息してしまうか、又は大部分減じてしまうに相違ない。」(6) 既に経験によって充分明らかになっているが、もしもこれを阻止しないと、ポルトガル人が日本に対して有するものが終 着することをはかって、 「マニラの対日貿易----それはこれらの托鉢修道士が手引をしたものであって、彼等はこの日本キリスト教界の中に定 いろいろな土地に多くの船を向わせた――は非常に増大しているので、大いに恐れるべきである。

われわれに加えている煩わしさや難儀については、尊師に説明する術がない程である。」 このため私は、遠からずポルトガル人がこの日本貿易を失うことになるに相違ないと思う。これらマニラの人々が当地で 勅令が与えられているにも拘らず、それを犯して当地に取引に来る許りか、この貿易をわがものにしつつあるからである。 務を果したいと思う。 いやさらに殺人事件までもが続いて発生している。それというのも、彼等スペイン人が、インド領国やポルトガル王室に マカオに向け出帆し、 さらに、一六〇八年三月五日付長崎発の、アントニオ・コラソ宛ての書翰の中では次のように訴えている。 「(昨年十一月に尊師と陛下に詳しく書送ったので)従って今新たに認めるべきことは少ないが、現在一艘のジャン また何艘かの貿易船がマニラに向け出帆するに当り、私はこれら二つの経路によって再び自分の義 十一月から現在までに、当地にポルトガル人とマニラのスペイン人が一緒にいることが原因で、

ル 司教はこのように述べて、世俗者の貿易と修道士の渡来の両方について、このマニラの日本に対する門戸を鎖すべくポ のインド審議会などに働きかけるように求めている。(8)

乜 ル ケイラはさらにその翌年の一六〇九年にも、十月十日付長崎発の書翰で次のように国王に述べている。

何年か前からマニラと日本の間で開かれている貿易については、既に陛下に何度も書送ったが、陛下の勅令に反して

この貿易は日毎に増大の一途をたどっている。 このため中国国内のマカオ市を通して東インド領国が日本と行っている貿

易が、大きな打撃をこうむっている。(中略)

貿易をまたたくまに完全に奪われてしまうのは確かである。 令を下すことをしないならば、その他の重大ないくつかの不都合もさることながら、 もしも陛下がこのマニラ・日本間の貿易を絶つか、又は少く共それを適当に制限し、同時にその管理の仕方について命 現在既にそれを大部分奪われているのである。」 ポルトガル人とインド領国が、

さらに司教は、一六一三年三月二十日付長崎発の書翰でも、 国王に向って次のように訴えている。

あろう。 る購買能力はない。 に失われることになった、ということについては、既に屢々陛下に書送った通りである。日本はこれ程大量の商品に対す マニラのスペイン人が、毎年必らず頻繁に大量の商品を搭載して日本に渡来することにより、 マニラ貿易を若干制限することが必要である。」(3) もしも事がこのように日本人のやり方で続けられてゆくと、陛下の家臣達の儲けが失われてしまうで このマカオ貿易が大い

ての書翰で次のように記述している。 ズス会士ジョアン・ロドリーゲス・ジランも一六一二年五月十日付長崎発、 日本・マニラ間の貿易の拡大を憂慮したのが司教セルケイラー人でなかったことは言うまでもない。 総会長補佐アントニオ・マスカレー ポルトガル人イエ ニャス宛

ガル人の日本貿易と霊魂救済の事業が減少してゆくのは大変遺憾なことである。」 托鉢修道士が現在のように日本に渡来して滞在し、そしてスペイン人が日本と貿易関係を持つことによって、 ポル

書が発布されたことは、日本イエズス会とポルトガル側にとって重大な打撃であったに相違ない。ジョアン・ このように貿易と布教の両面で日本とフィリピンの間の交通がさかんになる趨勢にあった折から、パウルス五 口 一の小勅 リーゲ

十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について

右の書翰の中でさらに次のように続けている。

ス

五

地に多数の貿易船を送って来ることによって、このポルトガル人の日本貿易を妨げている。」 陛下の手を経て教皇から小勅書を獲得した。このため彼等は、 われに勝った。言わばわれわれからこの日本キリスト教界とポルトガル人の事業を奪った。そして上述の経路を通って当 た許りでなく、一艘のスペイン船でヌエバ・エスパーニャからも渡来した。(中略)そういうわけで彼等托鉢修道士はわれ 尊師もよくご存知に相違ないが、 托鉢修道士達は、いかなる経路からでも日本に渡来することが出来るように、 従来通常行ってきたようにフィリピンを経て当地に渡来し

であるということを繰り返し訴えて、それを禁止又は少く共制限する措置をとってくれるよう強く要請している。 の間の交通がさかんになることが、長崎・マカオ間のポルトガル貿易をそこない、イエズス会の日本布教を妨害するもの このように日本イエズス会関係者は、本国の政庁やローマのイエズス会本部等に、貿易と布教の面で日本とフィリピン

五日付の勅令によってこれを許可している。(5) 王は一五八六年以来何度にもわたって東インドと西インドの間の貿易を禁止する勅令を発布しており、今ここで取上げて とマカオの間 いる時期について言えば、一六〇八年と一六一三年にも同じ趣旨の勅令が発布されているが、これは主としてフィリピン(エク) 八年にパウルス五世の小勅書が発布されたことの裏には、 方とのような要請をうけたスペイン国王 の貿易について問題にしたものであって、ことわが国とマニラの間の交易については、 (兼ポルトガル国王) は、一体どのような態度をとったかと言うと、 同国王の意向が反映していたことは言うまでもない。 一六一〇年七月二十 即ち、国

ントニオ・コラソ ニラと日本の間の貿易を妨げないよう、 また一六一二年十月二十六日付長崎発、ヴァレンティン・カルヴァーリョ が私に書送って来た。」と見えており、スペイン国王が 自国民の利益のために 背後でこれを支援してい 国王陛下がポルトガルのインド審議会に警告をしたということを、パードレ・ア の総会長アクワヴィーヴァ宛て の書翰に、「マ

たことがわかる。

利益の如何といったような問題に目を向けなければならないであろう。 ラが占めた位置や、 托鉢修道士による日本布教の進展といったような事情も無関係ではないが、それよりも、当時の極東商業圏においてマニ 十七世紀初頭になってわが国とフィリピンの間の貿易量が増大した背景としては、このようなスペイン国王の態度や、 日本政府がスペイン貿易に対してとった政策、さらには日本貿易に対するフィリピン側の思惑やその

対したが、 抑マカオのポルトガル人は、 それは次のような理由によるものであった。 マニラのスペイン人或いはその他の外国人が中国沿岸に渡来して交渉をもつことに強く反

とした仲介貿易によってポルトガル人は莫大な額の利益を上げ、それは単にマカオの財政だけでなく、 第一に、 そして少し誇張して言うならポルトガル領インド全体が経済的にこれに依存するところ少くなかったと言って 彼等にとって重要な財源であった。 日本とマカオの間の貿易の独占を堅持しようとしたためである。この、中国産の生糸と日本産の銀の交易を主 極東のカトリック

ポルトガル人は、スペイン人がヌエバ・エスパーニャやペルーで産出する金・銀を大量に中国にもたらして、

中国商品の価格をつり上げることを憂慮した。

貿易を禁止するよう強く要求した。 民が直接交渉を持つようになることを極力阻止しようとした。ポルトガル人は中国の関係者に対して、スペイン人の中国 第三に、 彼等はスペイン人と中国人の間の交易の仲介者としての地位を独占することを望んだ。このため、これら両国

このようないくつかの理由から、マカオのポルトガル人はフィリピン・中国間の交易にあくまで反対した。 このような中 十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について

さわる役人はポルトガル人、船はポルトガル船を用いて航海すべきものとする。」と、ポルトガル領インドにおけるポルト(9) にあって本国政府 要請に応じて、一五八六年から一六三六年にかけて何回にもわたり、東・西両インドの間の貿易を禁止する旨の勅令を発(%) ピンへの輸出額は一五〇万ペソにも上ったという。 貿易が大規模に行われるようになった。殊に一五八一~二年を境に中国船によるフィリピン貿易の規模は急増した。(3) 繰り返し発布された勅令は、 易するのを禁止する、ということに主眼が置かれていたと言ってよい。そして、このようにポルトガル人の要請によって す生糸などの中国商品を、新大陸に輸出する形で行われる有様であった。中国船とポルトガル船のマニラにおける貿易量 た。ポルトガル人自身がマニラに渡航して交易することも多くなり、殊に一六一九年以後はそれが著しく、毎年ポルトガ(8) 布している。先に述べた通り、この東・西両インドの間の貿易の禁止ということは、フィリピンのスペイン人が中国で交 船がマニラに渡り、 ル人の来航をみるようになった。マニラとヌエバ・エスパーニャの間の交易は、これらの中国船やポルトガル船がもたらのの来航をみるようになった。マニラとヌエバ・エスパーニャの間の交易は、これらの中国船やポルトガル船がもたら もたらした主な輸出品は生糸・絹織物等で、輸入品は新大陸から送られて来た金・銀やフィリピンの農産物な どで あっ て十七世紀冒頭には、 トガル王国領の貿易については、現状に変更を加えず、ポルトガル王国の所有するところとし、そしてその貿易にたず 国王フェリペ二世は、併合に当りポルトガル側に対して、「インド・ギネーその他既に発見され、また将来発見されるポ の利権に対してはスペイン側は一切干渉しない旨の約束を行っており、その後もポルトガル側から繰り返し行われた の態度はどうであったかというと、一五八一年四月にポルトガル国王に即位してこれを併合したスペイ その六年後には一艘に五〇万ペソ以上もの商品が搭載されていた。一六三〇年にはマカオからフィリ 前者は十六世紀末にマニラで三〇万ペソの商いをし、 広東·漳州· マカオのポルトガル人自身によって犯されていったが、それよりも中国船によるフィリピン 福州の中国船が年に三~四○艘マニラに渡航していたと言われる。 また後者は一六二〇年には一〇艘のポ 中国船がマニラに そし ガル

ボルネオ・モルッカ諸島・マラッカ等を包括する東アジアの商業圏の中心地となった理由としては、次のような点を指摘 このようにフィリピンと中国大陸の間の貿易がこの時期に増大し、そしてマニラが中国・日本・シャム・カンボジ

することが出来る。

り、島内がスペイン支配下に比較的安定していた。 かで慎重な手段をとったこと、原住民の間に強力な中央勢力がなかったこと、カトリックへの改宗が徹底したこと等によ 、フェリペ二世がフィリピンの征服・支配に対しては、かって新大陸において行われたところと異なり、比較的穏や

二、新大陸から金・銀が大量にマニラにもたらされた。

三、マニラ・カビテの港湾施設が完備していた。

四、ルソン島の中央平原で米の生産がさかんに行われた。

の勢力に対抗して、これら極東におけるイベリヤ両国民は結束しなければならなかった。(32) 五 フィリピンとマカオの間の交易は勅令で禁止されていたとはいっても、軍事及び政治の面ではオランダ・イギリス

具・漆器等であった。これらの品はフィリピンで使用・消費されたり、また特に塩づけの肉・魚等は、(33) を求めた筈がない。それよりも彼等がわが国に求めた品は、小麦粉・塩づけの肉や魚といった食料品・豪華な絹織物 来る。このようにその当時日本人の垂涎した中国産生糸がマニラに集積されていたとなると、次に問題になるのは、わが ニャへの航海のための食料品として利用されたりした。 国からフィリピンに何を輸出したのかという点であるが、スペイン人の場合、マカオのポルトガル人と違って日本産 要するに十六世紀末から十七世紀初にかけては、マニラには中国産の生糸が相当大量に集積されていたと言うことが出 ヌエバ ・エスパ の銀 頹

とのように、 十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について 当時フィリピンのスペイン人とわが国の間には交易がなり立つ需要と供給の関係が出来上っていたことに 九 九

秩序正しい貿易関係の樹立を強調している。また同じ一六〇二年にカビテ港を発ったスペイン船エスピリツ・サント号が(タマ) 王立史学士院図書館に架蔵されている。(38) 十月にはフィリピン総督に宛て友好的な通商関係の確立を説いた書翰を送り、翌慶長七年八月にも同総督に書状を送って、(36) なるが、しかしこの貿易が十七世紀に入ってさかんになった理由として今一つ忘れてはならないことは、家康がスペイン 土佐国に漂着した時も、 との交通を強く望んでいたという点である。家康は既に関ケ原役以前の一五九八年末にフランシスコ会士ジェロニモ・デ ニラに送りかえした許りか、この種の事件の再発を防ぐために、彼等に朱印状を交付している。この時家康が与えた朱印 ルトガル人司教ルイス・セルケイラが証明し、そして司教の書記フランシスコ・ダ・コスタが記述した写しがマドリー ジェズスを引見して、スペイン船の渡来と銀山開発の技術の伝授について斡旋を依頼しており、慶長六年(一六〇一) 在日イエズス会士によってポルトガル語に翻訳されてフィリピンに送られたが、それが正確な翻訳であることをポ 同船が現地の私船の襲撃をうけて逃亡した後、とりのこされたスペイン人達を暖かく保護してマ これは既にふるく村上直次郎博士によって紹介されている。 (4) 即ち次の通りであ

"外国人商人に対し日本に於いて遵守さるべき法令

る。

当でない場合は、 外国船が暴風のため日本のいずれかの領国或いは港に入る場合、 船の積荷の売買に於いては、 取引き希望地に移り自由に売買することを認める。 いかなる強制がなされることも固く禁止する。乗船していた商人にとり、 いかなる船荷も没収しないことを命ずる。 碇泊港が適

普通の場合、 外国人は日本中どこにでも居住することを認める。 然し、 外国の法を持ち込むことは固く禁止する。

ドン・ペドロ・デ・アクーニャ殿」

と同様にスペイン人とも友好的な関係をもちたいという自分の意向をはっきり表明したものと考えてよいと思う。 この朱印状はとくにスペイン人だけを対象にしているとは言えないが、これを彼等に与えたことは、家康が他国の人々

王に書送った書翰に次のように記述されている。 ところが大きかったが、このような、秀吉とはうって変った家康の友好的な態度に、 もかなり和らいでいったようである。例えば、一六○○年にフィリピン総督ドン・フランシスコ・テーリョがスペイン国 その後も家康は、折ある毎にスペイン人との間に友好的な通商関係を確立・維持するために、いろいろ彼等に配慮する マニラ側の日本に対する警戒の気持

ありますが、生存中は友好関係が約束されていることであります。」(4) 程よい状態でございます。日本の支配者で関東の王、内府様 Dayfusama は、イスパニア人との通商に心が傾いている ようですし、日本に於いてこの通商が望まれております。そして、このことに関して言いうることは、内府様は六十才で 当書簡でご報告申し上げますのでおわかりになることと存じますが、フィリッピンに対する日本の状態はかってない

また一六○四年七月十五日付マニラ発、フィリピン総督ドン・ペドロ・デ・アクーニャの国王宛て書翰には次のような

記述が見られる。

を払っても品がない時に届いたので、当地にとって裨益するところ多大であった。さらに運賃から三分の一又は四分の 消費したので、王庫にとって大いに必要としていたものである。その外に小麦粉を大量にもたらした。これはいくらかね は、陛下に書送ったように安全に帰着し、火薬・弾丸・鉄、及び釘をもたらした。これらはサングレイとの戦い の割合で徴収が行われ、 日本国王との平和と友好は継続しており、同国王の希望と要請にしたがって昨年私がかの王国に送った陛下の貿易船 それによって貿易船の派遣に要する経費の一部をうめることが出来る。またこのような措置によ

王がそれを禁止し、 って、 日本の海賊が常に当地の沿岸を襲って略奪を働くことからひき起される騒擾を避けることが出来る。というのは 何人も許可なしにその王国から当地に来ることを、重罪の下に禁じたからである。」(48) 玉

秀吉のフィリピン招撫が行われ、そしてサン=フェリペ号事件・二十六聖人殉教の事件などが相次いだ当時におけるそれ(2) ことが出来、そしてその取引はスペイン側にとっても満足すべきものであること等が、本国国王に報告されている。 このように、 このようなマニラ当局のわが国に対する見方は、

一五八○年代及び九○年代の、

日本人海賊がフィリピン沿岸を荒 日本政府がマニラに対して友好的な態度をとったために、 日本においてスペイン人が平穏裡に交易を行う

と比較すると、そこに顕著な差異が見られる。

大を願い、 ラ側に対して努めて友好的な態度を示したこと等々、彼我の間の交易がさかんになる条件が整ったと言える。 して本国のスペイン国王もフィリピンと日本との交易の促進には理解を示していたこと、さらに家康もスペイン貿易の拡 中国産生糸が大量に集積されていたこと、フィリピンのスペイン人もわが国に食糧や武器・軍需品を求めていたこと、そ 以上述べたように、 秀吉とはうって変って、日本人海賊の取締り・スペイン船に対する自由な取引の保証・漂着船の保護等、 十七世紀初頭になると、マニラが東アジアにおける商業圏の中心地となり、殊に日本人が垂涎した

四

な数字を史料にもとづいて挙げることは極めて困難であると言ってよい。以下、その貿易の規模について、 国に渡来したスペ それでは、十七世紀初頭におけるわが国とマニラの間の貿易について、どの程度の事実がわかるかというと、 イン船の数や貿易量については、 それが相当な数量に上ったであろうということは判っても、 私が蒐集しえ その正 まずわが

た史料を出来るだけ挙げてみたい。

一六〇二年に、フィリピン総督の家康宛て書翰をつんだ小船が関東を目指して派遣され、結局豊後の港に入ったという(タム)

ことが知られているが、同船の取引の有様については判らない。 (ff)

らした。(中略)その外に小麦粉を大量にもたらした。」とあり、一六〇三年にスペイン船が渡来したことがわかるが(4) 来品等については知ることが出来ない。 国王の希望と要請にしたがって昨年私がかの王国に送った陛下の貿易船は安全に帰着し、火薬・弾丸・鉄、 一六〇四年七月十五日付でマニラから総督ドン・ペドロ・デ・アクーニャが 本国国王に書送った 前引の書翰に、「日本 及び釘をもた 舶

六○六年三月十日付長崎発、司教セルケイラのアントニオ・コラソ宛て書翰には次のように記述されている。

からである。」 船は生糸その他の商品を妥当な値で売ることが出来ないために、今年日本で越冬するかも知れないという危険があった。 もたらした生糸その他の商品がナウ船のために大巾に値を下げられ、儲けが少なかったために、余り満足しないで戻った これ程大規模に日本との貿易をすることは、マニラの共通の利益にもならないからである。 ら、ポルトガルのインド審議会の人々によく伝えてほしい。というのは、このことは非常に重要だからである。 かし結局は間もなく取引が成立し、商品を妥当な価格で売ってこの三月中に出帆することが出来るものと思う。 「昨年マニラから大量の生糸その他の商品が日本にもたらされたので、ポルトガル人の商品が甚大な損害を蒙り、 なぜなら、スペイン人達も、

が、スペイン船によってもたらされたことが判る。 とのセルケイラの書翰によって、一六○五年には、ポルトガル船の生糸の売れ行きにまで影響を与える程の大量の生糸

▽同じことは翌一六○六年についても言える。即ち一六○七年三月一日付長崎発、セルケイラのジョアン・アルヴァレ

宛ての書翰に次のように見えている。

述べている。」 マカオからもたらされた生糸の価格が非常に下落し、消息通はマカオ市の損失は五万タエル以上に上ることになろう、と 「マニラから大量の生糸がもたらされたのは昨一六○六年のモンスーンによってであった。それが多量であったので、

また一六〇七年にゴア市が国王に書送った書翰にも、次のように記述されている。

のためにわれわれのナウ船の航海は不要になってしまうであろう。」 の収入がえられる。もしもマニラからの生糸の舶載を阻止しないならば、毎年大量にもたらされてその価格が下落し、そ を搭載して航海をするカピタンのナウ船にすぎない。この生糸は中国の住民にとって生活の糧であり、これによって航海 「昨年マニラから生糸を積んだ七・八艘の船を日本に送った。これに対してポルトガル人が日本に送るのは、生糸のみ

そしてそれによって大量の生糸がわが国にもたらされたので生糸相場が下落し、ポルトガル側が損失を蒙ること に た、という事情を知ることが出来る。 右に引用した二通の文書により、一六〇六年にはフィリピンから七・八艘ものスペイン船が日本に向け渡航したこと、

さらに一六〇九年について見てみると、この年の十月十日付で長崎からセルケイラが国王に書送った書翰には、 次のよ

うに記述されている。

即ち一艘は小型のナウ船で、このところ毎年陛下のナウ船という名目で日本に渡来しているものである。 軍需品を求めて渡来したに相違なかった。(中略)外にマニラの何人かの住民の 私船である 小型の船-来品と同じ商品を搭載した貿易船が五艘、マニラから渡来した。それらは生糸・絹織物・毛織物その他の商品であった。 「マニラのスペイン人は、今年マカオからナウ船が日本に渡来したことを知らなかった筈がないのに、 が一艘と、三艘の普通の船-内一艘はかなり大きかったー ―が渡来した。商品を搭載した貿易船がこんなに沢山 - 又はフラガー マカオからの舶 とれは何らかの

渡来しては、マカオからもたらされる商品許りか、マニラからのものについても、その価格を著しく下落させる。したが

ってマニラのスペイン人もマカオのポルトガル人も妥当な利益をうることが出来ない。」

七年と一六〇八年にもスペイン船が生糸等を積んでわが国に渡来していたことが推定出来る。 日本に渡来する、と記述されているところから、前掲の史料から判る一六〇六年のスペイン船の来航につづいて、一六〇 にポルトガル人とスペイン人の双方の利を薄くする破目になったことだけでなく、一艘の小型ナウ船はこのところ毎年 との記述から、一六○九年にはマニラから生糸・絹織物などを搭載したスペイン船が五艘もわが国に渡来し、これがた

の中に、「今年は私は陛下の貿易船も個人の貿易船も日本に送ることを望まなかった。」とあり、この年にはマニラからの(気) スペイン船の日本渡来がなかったことが判る。 その後一六一〇年については、同年七月十六日付カビテ発、フィリピン総督ドン・ファン・デ・シルバの国王宛て書翰

つづく一六一一年については判らないが、翌一六一二年の取引については、一六一三年三月二十日付長崎発、 ル

ラの国王宛て書翰に次のように記述されている。

生糸のパンカダ価格は、期待されたよりも安値であった。しかし、さるモンスーンではこのナウ船の生糸以外にも、マニ ラから大量に生糸がもたらされたので、これ以上の価格は不可能であった。」(32) 「(一六一二年に渡来したマカオのナウ船は)妥当な価格で商品を売って既に中国に帰航した。尤も、主要な商品である

響を及ぼしたことを伝えている。 して、最初の取引が行われた年に、 この記事は、

一六一二年即ちノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号事件のために中断した長崎・マカオ間の貿易が再開 マニラからも大量の生糸がもたらされて、ポルトガル船の生糸のパンカダ価格にも影

以上、結局はっきりした数量は判らないままではあるが、 十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について 十七世紀初頭に行われたマニラのスペイン船の日本貿易につ

イン貿易の状況については、 いて、その大凡の趨勢を述べてみた。その後スペイン船の渡来が幕府によって禁止される一六二四年に至るまでの、 これを明らかにする史料を見出すことが出来なかった。 スペ

五

のは、 かるなど、 と同様幕 扱ったいろいろな研究文献を見ても、 日本側に売渡す際にパンカダ価格による一括販売の商法をとってきたが、これに対してマニラのスペイン人はわが国でど て少し述べておきたい。 言えないと思う。 る考え方などは論外としても、 のような販売仕法をとったものかは興味深い問題であるので、この点について少し触れてみたい。この頃の外国貿易を取 十七世紀初頭において日本・マニラ間の生糸貿易が相当な規模で行われたことは間違いないとなると、次に問題になる スペイン船がもたらした生糸のわが国における取引の方法である。 府 様々な記述が行われている。 の権力の前に不利な商法を強いられたとか、さらにはスペイン貿易は量的にとるにたりないとして無視して、 そとでこの点についていささか言及してみたいが、その前に「パンカダ」 pancada という商法につい 肝心のその商法に関しては、 スペイン船については、 時期的には確かに短期間にすぎなかったとはいえ、 これまでに必ずしもはっきりしたすがたが示されているとは 幕府は自由な取引を許したとか、 ポルトガル人は既にふるくから、 スペイン貿易を頭から無視す スペイン人も他国の商 長崎で生糸を

手と買手の双方が夫々一つにまとまって代表を立て、この双方の代表の間で売買価格の交渉を行い、その価格で商品を一 でもこの語が用いられた。この商法には、当然いろいろな利害得失が伴うことが考えられるわけで、売手の側の利点とし 括して取引するものである。 ンカダというのはポルトガル人やスペイン人の間で行われてきた商法で、 また、このような商法を意味するところから転じて、さらにその一括取引の価格という意味 各商人が個々に商いをするのではなく、

の量を加減することによって、 全体又は大部分の商品を統制の下に一括して販売するために、 供給過剰からくる価格の下落を防ぐことが出来た その商品に対する買手の側の需要に応じて商う商品

る上で、この商法は有利であった。 二、季節風によって航海の時期を制約された貿易船によって取引を行う場合には、限られた期間に大量の商品を売却す

等の点が指摘出来るであろう。 これはまた、そのような土地で商人が個別に取引交渉をすることからとかく生じがちな厄介な紛争を防ぐことにもなった 訳或いは仲介者を介して取引の交渉を行うことは、言語や習慣が異なる土地でスムーズに商談を進める上で有効であり、 三、これは買手についても同じことが言えるであろうが、売手と買手の双方が夫々少数の代表を出し、彼等の間で、通

出来たという点があげられるであろう。 方、買手の側の利点としては、商品の入手を望む大勢の商人によって競買が行われ、 価格がつり上げられるのを防止

例えば、 はなく、 かは、その土地における売手と買手双方の利害にもとづく思惑から決定されることであった。 そこには、 スペイン人が極東で貿易を行う場合にしても、あらゆる土地におけるすべての取引にパンカダ商法を用いたというわけで カオから渡航したポルトガル人は、スペイン側が彼等との取引にパンカダ商法を適用しようとしたにも拘らず、それに このようにパンカダ商法は、売手と買手の双方にとって、共通の、或いは夫々異なる思惑にもとづく利点があり、

当然 ポルトガル人は日本においては初期の頃からパンカダによって貿易を行っていたが、これがマニラにおいては、 その土地における取引の事情にもとづき、利害を判断した上で、パンカダ商法によるか否かを決めたのである。 一方の利は他方にとっては不利を意味するといった面もあるわけで、 取引を行う上でこの商法を用いるかどう 即ち、 当時ポルトガル人や

反対し、この仕法をとることに抵抗した。(51)

え る56 。 れて来ているオランダ側の史料やスペイン人の記録などから明らかになる。(5) 販売価格に差異が生じ、この点が問題となった。十七世紀初頭について言えば、スペインなど他国の商人も対日貿易に参 行として、 0 生糸を一括取引に付したのに反し、 国にもたらす生糸が他国の商人にくらべて最も量が多かったことは確かであろう。 もたらすことが出来た安定した供給者としてのポルトガル人の地位が一挙にゆらいだとは言えない。 加して、ポ 人がわが国に生糸を売る値段が、 利点を求めてこの仕法を用いた、と言うことが出来よう。 ところで、 また日本の側でもこれに応じてきたわけであるが、後になって他国の商人が貿易に参加するようになると、 即ち、 同じ生糸を売買するにしても、パンカダ仕法によって取引をするポルトガル人とそうでない他国の商人とでは ル トガル 売手にとって、 が国においては、 人に脅威を与えることにはなったが、 ノペ ンカダ商法をとるのは、 右に述べたようにポルトガル人は初期の頃から独自の判断によってパンカダ商法を適用 他国の商人の売値にくらべて比較的安かったことは、従来いろいろな研究論文で引用さ 他の商人は比較的少量の商品を小口に販売したところから、 売値が比較的安値になるのを承知の上で、 しかしまだこの当時は、 そしてこのことは、 そこで価格の点であるが、 良質の中国産生糸を最も大量 自然に生じた現象だと言 ポ 大量の商品を商う場合 iv ポルトガル人がわが トガル商人は大量の ポ 当然の成 日本に ŀ ガル

時 つ 0 1 ポル に日本イエズス会の根拠地でもあって、 ガル商人と同じ条件であったが、 たのに対し、 これに反して十七世紀初頭に渡来したスペイン船の場合は、 トガ ル 人が マニラにはそのような組織がなかったこと。 「アルマサン」という一つの わが国においてパンカダ仕法を採用することを望まなかった。 イエズス会士を仲介者にして日本側とパンカダ価格の交渉などを進めることが 組織を通して日本との生糸貿易を行い、 ポルトガル船は長崎という定まった入港地を持ち、 取引の期間が季節風によって制約をうけるという点はポル パンカダ商法をとりうる体制 理由としては、 そこは同 カオ であ

出 ニラ側は 来たのに反し、 わが国ではパンカダ商法を望まず、またこの仕法によらずに、 スペイン人の場合はそのような条件が整っていなかったこと等があげられよう。このようなわけで、 むしろポルトガル人のパンカダ価格よりも高値で

生糸を販売して、

相当の利益を上げることが出来たと言える。

崎発、 そこで、 セルケイラのジョアン・アルヴァレス宛ての書翰には次のように記述されている。 スペイン船がわが国でとった商法の問題について言及している史料であるが、 まず、一六〇七年三月一日付長

ある。 で、 うに、 う、 とが出来なかったからである。即ち、 自分達から生糸をパンカダで買ってくれる買手が見つからず、当地で越冬するか又は舶載してきた生糸のかなりな部分を もらおうと尽力してきたが、 さないでほしい、 足に売ることが出来ない。なぜなら、 ニラに積み戻るかの危険がある。」 と述べている。 マカオからもたらされた生糸の価格が非常に下落し、消息通はマカオ市の損失は五万タエル以上に上ること に ニラから大量の生糸がもたらされたのは、 また彼等は相当に不満を抱いている。 マニラの商人が自分達の生糸を、 と働きかけ、 しかしながら、 まだその望みを達していないので、 その通りの禁令を獲得した。スペイン人はこれに強く反発し、 マニラのスペイン人の儲けも非常に少ないであろう。それどころか、 ポルトガル人は日本全国の支配者である将軍 xogû に対し、先年来行われてきたよ 中国からのナウ船でもたらされた生糸がスペイン人の生糸の価格をも下げたからで マカオのナウ船の生糸のパンカダによらずに、 というのは、 昨一六〇六年のモンスーンによってであった。それが多量で 本当のところ彼等はポルトガル人が行ったような取引をするこ 生糸の販売が停止して行った。 自由にその意向のまま売るのを許 将軍のこの命令を廃止して したがっ 彼等は生糸を満 現在彼等は あ つ な た ろ 0

てきたー の史料により、 言い換えれ 次の事実が判る。 ば 括取引の商法をとらずに、 即ち一六〇五年以前においては、 日本人商人に個別に、ポルトガル スペイン人はわが国で任意の仕法で生糸貿易を行 人が長崎で生糸を売るパンカダ

十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について

が一六〇六年に渡来したスペイン船の搭載する生糸の取引について、自分達と同じパンカダによるべきことを幕府に要請 をせまられることになった、といった事情を知ることが出来る。ここで問題になる点が二つある。第一に、ポルトガル 取引が成立せず、そのため更にもう一年日本に碇泊して有利な取引をはかるか、又は積荷をマニラに積戻るかの二者択 ろとはならなかった。そこでスペイン人はやむなくパンカダで生糸を売ろうとしたが思うように買手がつかず、 法をとることを望まなかった。それ故、この幕府の指令に対しては抵抗を示し、 らなければならないことになった。前に述べたように、スペイン人はいくつかの理由でわが国との生糸貿易にパンカダ仕 その通り指令が出された。即ち一六〇六年以後は、スペイン人はポルトガル人の販売価格と同じ値段で一括して生糸を売 価格よりいくらか高値で販売してきた。しかし一六〇六年に渡来したスペイン船については、ポルトガル人の側から幕 したのはなぜか、という疑問であり、第二に、スペイン人が幕府の命令に従いパンカダ仕法によって舶来した生糸を売ろ に対し、スペイン人も自分達と同じパンカダ価格による一括取引の商法をとるように命じてほしい旨の働きかけが行われ 六○六年夏に渡来したものが、北風を利用して日本から帰航することの出来るぎりぎりの翌一六○七年三月になっても その廃止をせまったが、幕府の許すとこ このため

れを避けたがっていたスペイン人に対して、逆にこの仕法を強いることによって彼等に打撃を与えようとしたものでは 打撃をうける破目に陥ったのであるから、競争者のスペイン人を排除しようとしたポルトガル人の思惑は、 もポルトガル人のパンカダ価格より多少高値で売ることが出来た、ということも、ここで考えに入れなければならないで いであろうか。それに加えて、 第一の点は第二の点と関連を持っている。即ち、スペイン人がパンカダを強いられたためにその生糸に買手がつかず、 たことになる。 容易に買手がつかなかったのはどうしてか、という問題である。 ポルトガル人としては、 従来はスペイン人はわが国でパンカダによらずに取引していたために、同じ生糸を商うに わが国に対してパンカダ商法をとるだけの体制がととのわないために この限りでは

イン人にもパンカダ商法をとらせるように幕府に働きかけたものと推測する。 ということになったならば、それは、マカオのポルトガル人よりは恐らく高い価格で生糸を手に入れていた筈のマニラの イン人にとって、重大な打撃になることであったに相違ない。このような点をも見通した上で、ポルトガル もしもスペイン人がわが国でパンカダ仕法を強制され、ポルトガル人と同じ価格で生糸を売らなければならな 人はスペ

が、 という体制が出来ていなければならないわけである。これがポルトガル船と異なってスペイン船の場合は、 テ港を発ちヌエバ・エスパーニャに戻る途中、同年九月上総国に漂着した前フィリピン総督ドン・ロドリゴ・デ・ビベ 府に対して働きかけを行ったのは勿論である。即ち、サン・フランシスコ号に乗って一六〇九年七月にフィリピンのカビ に当っての有能な仲介者を持たなかったことも、スペイン人にとって大きな弱点であったと言えよう。このようなわけで、 ていなかったのではないであろうか。それに加えて、長崎・マカオ間貿易における在日イエズス会士のような、 地を持っているわけではないし、日本貿易の歴史も浅く、彼等から生糸を一括して買上げる日本側の体制がよくととのっ の商人によって何らかの形の組織が作られており、その代表の如き立場の者によって外国人商人と価格等の交渉を行う、 量の商品を一括して取引するわけであるから、日本側にもそれだけの用意が出来ていなければならない――即ち、何人か パンカダ商法をとるにはそれだけの条件を必要とした。 いで彼等が困窮したのはなぜか、という疑問がわくが、この点については次のように推測する。即ち、先に述べたように、 一六〇六年に来航したスペイン船は、 同年十二月二十日付で家康と結んだ協定条約の中に、 取引に重大な支障をきたしたと言ってよい。このためマニラ側は、日本での取引にパンカダを適用しないように幕 ポルトガル人と同様のパンカダ仕法をとったのに、スペイン人から生糸をパンカダで買入れる買手がつかな 積荷の生糸の販売に当ってパンカダ商法をとるよう幕府から指令をうけたことによ わが国内においてはどういう条件を要したかというと、 マニラの商品の販売に当ってはパンカダに付すことはしない 定まった碇泊 取引交涉 かなり大

して、 という一項があるが、これはスペイン側からの強い要請によるものであったことは言うまでもない。この時ビベという一項があるが、これはスペイン側からの強い要請によるものであったことは言うまでもない。この時ビベ て来たサン・フランシスコ号の船長ファン・デ・セビコスは翌一六一〇年三月マニラに向け長崎を発ったが、 国王宛て書翰の中に次のように記述されている。 の夏にも、 わが国に派遣されている。即ち、一六一〇年七月十六日付カビテ発、フィリピン総督ドン・ファン・デ・シル 日本におけるスペイン貿易にパンカダを適用しないでほしいということを要請する使命をおびた総督の使者と 彼はその年 ロが バの 乗

にしてもらいたい、という点である。」(60) 9 フィリピンにもたらされる商品に対してとられているのと同様、パンカダによらずに自由に日本で売ることが出来るよう の一艘で、 「今年は私は陛下の貿易船も個人の貿易船も日本に送ることを望まなかった。ただ日本王国から渡来した商 第二点は、陛下の船であれ個人の船であれ、 カピタン・フアン・デ・セビコスを日本国王の許に派遣した。……(彼が日本国王に要請する三つの このフィリピン諸島の貿易船がもたらす生糸その他の商品は、 人の船 事柄の 日本から 内

うに記述されている。 ついてはパンカダによらない取引を許可した。即ち一六一三年三月二十日付長崎発、セルケイラの国王宛て書翰に次のよ くどい程念を入れて要請している。そして幕府はこのようなマニラ側の強い要望をうけいれ、 スペイン側は、 このように、日本での生糸の取引にパンカダ価格による一括取引の商法を強制しないよう、 六一二年に来航した船 日本政 府

糸のパンカダ価格は期待されたより安値であった。しかしさるモンスーンではこのナウ船の生糸以外にも、 ン人商人は、 一に生糸がもたらされたので、これ以上の価格は不可能であった。もたらされた生糸が余りに大量であったので、スペイ 「(一六一二年に渡来したマカオのナウ船は)妥当な価格で商品を売って既に中国に帰航した。尤も、 自分達の生糸をパンカダによらずに勝手に売ることが許されていたにも拘らず、利益が乏しかった。J 主要商品である生 マニラから大

幕府 としたことにあった。このような時期に当って、ポルトガル人を牽制するためにも、(st) えに入れなければならないであろう。 り込んである通り、 幕府がスペイン人に対して好意的な態度をとるのは、充分考えられることであった。それに加えて、 崎奉行がポルトガル人の利益を抑えようと図って、このグラッサ号に対して先方の不利になる新奇な仕法を押しつけよう あって、ポル 六〇九年十二月は、 はなぜであろうか。この点については、その当時の長崎・マカオ間貿易の推移からある程度推測することが出来る。 じておきながら、 ところで幕府のとった態度であるが、最初はポルトガル側の要望にこたえてスペイン船の生糸取引にパンカダ仕法を命 が漂着したビベロとマニラの商品の販売に当ってはパンカダに付すことはしない、という一項を含む協定を結んだ一 トガル貿易に重大な支障が生ずる恐れがあった時期である。またこの事件が勃発した主な原因の一つは、 僅か数年後には一転スペイン側の利益をはかって、その希望通りパンカダによらない取引を許可したの 当時家康は、 丁度長崎においてポルトガルのナウ船ノッサ・セニョーラ・ダ・グラッサ号の焼討が行われる直前で スペイン人のもつ銀鉱採掘と精錬の技術の導入を非常に希望していたということも、 生糸輸入の拡大をはかるために ビベロとの協定に盛 即ち、

六

スペイン貿易をとり上げ、 おける交易については、史料を見出すことが出来なかった。そのためここではごく限られた期間にすぎないが、 な規模の取引が行われた。 の規模 わが国とマニラの間の貿易は、 ・その仕法とパンカダとの関連等について若干の考察をしてみた。史料不足で推測に頼らざるをえなかった箇所も マカオのポルトガル 一六一〇年代の後半から二〇年代の初めにかけての、 いろいろな要因が重なって十七世紀に入ってから急速に伸展し、期間は短か 人や日本イエズス会との利害関係・十七世紀に入って発展した要因 スペイン貿易が禁止される直前 Ö わが国の がかなり 0 時期 貿易 に

少くない。いろいろな点でお教えを仰ぎたい。

註

- (1) 一五九○年以前については、岡本良知先生の優れた研究(1) 一五九○年以前に於ける日本フィリッピン間の交通と貿易に行われた。以下この報告では十七世紀初頭が船が往来し貿易が行われた。以下この報告では十七世紀初京に一五九○年以前に於ける日本フィリッピン間の交通と貿易」に行われたマニラのスペイン船による日本貿易のみを取り上げた。
- (a) Archivum Romanum Societatis Jesu, Jap. Sin. 21-I, f. 169v.
- (Φ) Leo Magnino, Pontificia Nipponica, parte prima,
 Romae, 1947, pp. 68-71; Léon Pagés, Histoire de la
 Religion Chrétienne au Japon, annexes, Paris, 1870,
 pp. 82-85.
- がために商品の価値が低下するのを見て、これを妨害すべく大いたりにす様については、既に一五九五年にフライ・ジェロニモ・じた有様については、既に一五九五年にフライ・ジェロニモ・ルがりを舶来することに対してマカオのポルトガル人が脅威を感糸等を舶来することに対してマカオのポルトガル人が脅威を感入。スペイン船の渡来ではないが、日本船がマニラに赴いて生

p.693.——岡本良知、前掲論文、四三頁)。 Pablo Pastells, Labor Evangelica, t. II, Barcelona, 1900,

- 京大学史料編纂所架蔵の複製写真による)。 (5) Real Academia de la Historia, Cortes 565, f.52. (
- (6) Jap. Sin. 21-I, f. 139v.
- (7) Cortes 566, f. 265.
- (∞) Cortes 566, f. 265.
- (๑) Cortes 566, ff. 261, 262
- (2) Cortes 566, f. 257v.
- (11) Jap. Sin. 15-I, f. 144.
- (2) Jap. Sin. 15-I, f. 144v
- (13) 日本とフィリピンの間の交通が教・俗両面でポルトガル及(13) 日本とフィリピンの間の交通が教・俗両面でポルトガル及がポルトガル系イエズス会に大きな弊害が及ぶことを国王に訴ったのは、何もこれら在日イエズス会士のみではなかった。ポー大〇五年五月十二日付バリャドリード発、同インド審議会の国王宛て文書はその一例である。(Archivo General de Indias, Filipinas 4, Ramo 1.)
- (4) Cortes 566, f. 251.
- (년) Francisco Colin & Pablo Pastells, op. cit., t. III,

Barcelona, 1902, p. 201.

- (16) Jap. Sin. 15-II, f. 178v.
- (二) Benjamin Videira Pires, A Viagem de Comércio Macau-Manila, nos séculos XVI a XIX, Boletim do Instituto Luis de Camões, vol. V, n.ºs 1 e 2, Macau, 1971, p. 10; C. R. Boxer, The Great Ship from Amacon, Lisboa, 1959, pp. 73, 74.
- (☆) William Lytle Schurz, The Manila Galleon, New York, 1959, p. 131.
- (2) Archivo General de Indias, Filipinas 18, Ramo 4, No. 103.
- ルトガル側の記録は数多く残されている。(20) 東・西両インドの間の貿易を厳禁するよう国王に求めたポ
- (a) Cortes 566, f. 251; C. R. Boxer, op cit., p. 75.
- (22) Ibid., p. 75.
- (3) 岡本良知、前掲論文、四三頁。

& José Luis Alvarez=Taladriz, Sumario de las Cosas de & José Luis Alvarez=Taladriz, Sumario de las Cosas de las India de Leyes de los Reynos de las Indias, lib. VIIII, tit. XXXXV, ley XXXIIII; Alejandro Valignano was José Luis Alvarez=Taladriz, Sumario de las Cosas de las Indias, lib.

Japón, Tokyo, 1954, Introducción, p. 46.) この勅令は E. H. Blair & J. A. Robertson, The Philippine Islands, vol. 17, p. 32; vol. 25, pp. 141, 142. に英訳されており、ふるく林基氏によって紹介されている。(「パンカダについて」、「社会経済史学」十三ノ十一・十二所収、昭和十九年、七二・七三頁)。一五九六年一月二十五日にも、中国船に対して従来通りのパンカダ商法を今後も続けるようにとの勅令が発布されている。(Recopilacion, lib. VIIII, tit. XXXXV, ley XXXV; Blair & Robertson, op. cit., vol. 17, p. 28. ——林基、前掲論文、七四頁)。

- 誌」一九六六年、岩波書店、三八七頁。 op. cit., p. 15. 「大航海時代叢書 Ⅷ、モルガ、フィリピン諸島(2) C. R. Boxer, op. cit., p. 74; Benjamin Videira Pires,
- 三八八頁。(2) 「大航海時代叢書Ⅶ、モルガ、フィリピン諸島誌」三八七・

昭和十九年、五二頁)。 昭和十九年、五二頁)。 昭和十九年、五二頁)。 昭和十九年、五二頁)。 昭和十九年、五二頁)。 昭和十九年、五二頁)。

(%) Benjamin Videira Pires, op. cit., p. 15; Schurz, op. cit., p. 132.

十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について

- 《幻》 Blair & Robertson, op. cit., vol. 25, pp. 111-113. (林基Schurz, op. cit., p. 132.
- (%) Ibid., p. 132.
- (원) Colin & Pastells, op. cit., t. III, p. 357. (C. R. Boxer, op. cit., p. 74.)
- (%) Schurz, op. cit., p. 132.
- に記述されている。 海時代叢書™、モルガ、フィリピン諸島誌」三八五―三九五頁(31) マニラとこれらの地域との 交易の有様に ついては、「大航
- (3) Benjamin Videira Pires, op. cit., pp. 14, 15.
- 三九二頁。C. R. Boxer, op. cit., pp.72,73.
- (3) Ibid., p. 73.
- 東海大学出版会、二九頁。著、野間一正訳「ベアト・ルイス・ソテーロ伝」一九六八年、史」上巻、昭和十四年、岩波書店、二五頁。ロレンソ・ペレス(35) レオン・パジェス著、吉田小五郎先生訳「日本切支丹宗門
- 一二四○頁。 (36) 村上直次郎「増訂異国日記抄」昭和四年、駿南社、二三八
- (37) 同右、二四三—二四五頁。
- 八二・八三頁。村上直次郎、前掲書、二五三―二五六頁。(38) レオン・パジェス著、吉田小五郎先生訳、前掲書、上巻、

(%) Cortes 566, ff. 165-167v.

生訳、前掲書、上巻、九八・九九頁)に掲載されている。 生訳、前掲書、上巻、九八・九九頁)に掲載されている。 生訳、前掲書、上巻、九八・九九頁)に掲載されている。 生訳、前掲書、三三・三四頁) でP. cit., première partie, Paris, 1869, p. 67. (吉田小五郎先のア・ロルのでは、 Pagés, p. 67. (吉田小五郎先のでは、 Pagés, p. 67. (吉田小五郎たのでは、 Pagés, p. 67. (吉田小五郎たのでは、 Pagés, p. 67. (吉田小五郎とのでは、 Pagés, p. 67. (吉田小五田とのでは、 Pagés, p. 67. (古田本田とのでは、 Pagés, p. 67. (古田本田とのでは、 Pagés, p. 67. (古田本田とのでは、 Pagés, p. 67. (

- (4) 村上直次郎、前掲書、二五八・二五九頁。
- (41) ここでは野間一正氏の訳文によった。
- (42) L. Perez, op. cit., p. 44. 野間一正訳、前掲書、三○頁。
- (약) Archivo General de Indias, Filipinas 7, Ramo 2, No
- (4) 一五八○年代から九○年代にかけて、マニラ当局がわが国館に架蔵されている。
- 六頁。 (46) 同右、五○・五一頁。同「増訂異国日記抄」二四五・二四
- (4) Archivo General de Indias, Filipinas 7, Ramo 2, No. 47.

- よる)。 (4) - Cortes 565, f. 52. (東京大学史料編纂所架蔵の複製写真に
- (\mathfrak{A}) Jap. Sin. 21-I, f. 139v.
- (5) Cortes 566, f. 261v.
- (임) Archivo General de Indias, Mejico 2488.
- (語) Cortes 566, f. 257v.
- 同「パンカダについて」七五頁)。Schurz, op. cit., p. 78. 基「近世東洋に於ける西葡関係の一史料」四五・五四・五五頁。
- ト宛ての報告書には次のように記述されている。館長ヘンドリック・ブルーワーのバタビヤ総督ピーテル・ボッ(55) 例えば一六一三年二月十一日付河内浦発、平戸オランダ商

二○四・二一二頁に原文と邦訳が収録されている。ここでは加○(テール)に売却しました。」(「大日本史料」第十二編之十、にあたるもので、カスチリヤ人、シナ人およびオランダ人はこにあたるもので、カスチリヤ人、シナ人およびオランダ人はこーピコルにつき一五〇テール、即ちデュカットに達しました。「本年、(ポルトガル人が生糸を一括して販売する)パンカダは「本年、(ポルトガル人が生糸を一括して販売する)パンカダは

十七世紀初頭におけるわが国のスペイン貿易について

またアビラ・ヒロンも「(生糸は)今年は三百タエス、パンカーれている訳文によった)。究」近世編所収、昭和四十二年、吉川弘文館、七七頁に掲載さ쬻栄一「成立期の糸割符に関する一考察」、「日本社会経済史研

岩波書店、六六頁)。 航海時代叢書M、アビラ・ヒロン、日本王国記」一九六五年、ダで二五〇タエスの価格であった」云々と記述している。(「大

- 頁を参照していただきたい。 「社会経済史学」三十七ノ五所収、昭和四十七年、一七・一八(5) この点については、高瀬「教会史料を通してみた糸割符」、
- (5) Jap. Sin. 21-I, f. 139v.
- (8) 村上直次郎「ドン・ロドリゴ日本見聞録」、一四一・一四本とスペインの間の平和協定条項の中にも同じ趣旨の一項があ本とスペインの間の平和協定条項の中にも同じ趣旨の一項があ南社、二一七頁。同「日本と比律賓」一五六頁。
- (59) 村上直次郎「増訂異国日記抄」五一頁。
- (8) Archivo General de Indias, Mejico 2488
- (3) Cortes 566, f. 257v.
- (62) 高瀬、前掲報告、二一・二二頁を参照していただきたい。